

『高齢者用肺炎球菌』予防接種のお知らせ

【平成30年度に接種対象となる人】

①年度内に節目の各年齢となる市民

年 齢	生年月日
65歳	昭和28年4月2日 ~ 昭和29年4月1日生まれの人
70歳	昭和23年4月2日 ~ 昭和24年4月1日生まれの人
75歳	昭和18年4月2日 ~ 昭和19年4月1日生まれの人
80歳	昭和13年4月2日 ~ 昭和14年4月1日生まれの人
85歳	昭和 8年4月2日 ~ 昭和 9年4月1日生まれの人
90歳	昭和 3年4月2日 ~ 昭和 4年4月1日生まれの人
95歳	大正12年4月2日 ~ 大正13年4月1日生まれの人
100歳	大正 7年4月2日 ~ 大正 8年4月1日生まれの人

平成30年度に接種対象となる人には、4月中旬に案内文と予診票をお送りします。

※本来は、65歳の人に1回接種する予防接種ですが、既に65歳を超えられた人にも接種機会を設けるため、生年月日ごとの接種可能年度が決められています。

※定期接種として接種できるのは、接種可能年度のみです。接種可能年度に接種できなかった場合、その後の接種は任意接種扱い(全額自己負担)となります。

②特定の疾病に該当する人

60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する人およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人で医師が必要と判断した人

※注意してください！

過去に高齢者用肺炎球菌ワクチン(ニューモバックスNP)を接種されたことのある人は、接種の対象外となります。

この予防接種には法律上の義務はありません。ご本人が接種を希望される場合にのみ接種してください。

【実施期間】 4月1日(日)～平成31年3月31日(日)

【接種内容】 肺炎球菌ワクチンを使用し、筋肉または皮下に1回接種します。

【接種費用】 自己負担金4,000円(接種する医療機関へ直接お支払いください)

【自己負担金の免除申請について】

「市・府民税非課税世帯」および「生活保護世帯」の人は、接種を受ける前に、対象者あて氏名入りの予診票を持参し、**健康増進課(市役所1階17番窓口)で免除申請手続き**をしてください。該当となる人には予診票に無料印を押印します。

免除申請手続きをされる場合は、本人確認できるもの(健康保険証、運転免許証など)を持参の上、健康増進課までお越しください。接種を受ける医療機関に無料印のある予診票を提出することにより、自己負担金の支払いが免除されます。

※医療機関で免除を申し出られても、無料印のある予診票が無い場合は、支払いの免除はされません。また、接種後の返金もできませんので、注意してください。

4月23日は「KAMEOKA交通事故ゼロを目指す日」です。